

道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

第一 道路交通法施行令の一部改正

一 遠隔操作型小型車に対して表示する信号の意味に関する規定を整備する。(第二条関係)

二 特定自動運行に関する規定の整備

(一) 道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第二条第一項第十七号の二に規定する特定自動運行(以下「特定自動運行」という。)において交通事故があつた場合における損壊物等の保管の手續等に関する規定を整備する。(第二十七条の七関係)

(二) 高速自動車国道等において特定自動運行が終了した場合における表示の方法に関する規定を整備する。(第二十七条の八関係)

(三) 国家公安委員会の権限に属する事務のうち警察庁長官に権限が委任されるものに、特定自動運行の許可の取消し等に係る報告の受理及び通報に関する事務を加える。(第四十三条の二関係)

三 その他所要の規定を整備する。

第二 警察法施行令の一部改正

都道府県警察に要する経費であつて国庫が支弁するものに、特定自動運行に係る業務上過失致死傷の犯罪のうち、高速自動車国道等に係るものの捜査に必要な経費を加える。(第二条関係)

第三 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正

都道府県において徴収する特定自動運行の許可に関する事務に係る手数料の標準額について定める。

(本則の表関係)

第四 ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令の一部改正

位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為に関する規定を整備する。(第三条関係)

第五 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部改正

道路交通法の一部を改正する法律(令和四年法律第三十二号。以下「改正法」という。)の施行に伴

う規定の整理を行う。(第四条関係)

第六 施行期日等

- 一 この政令は、改正法の施行の日(令和五年四月一日)から施行することとする。(附則第一項関係)
- 二 所要の経過措置を設ける。(附則第二項関係)